

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本 敷地内駐輪規則

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人管理規約（以下「管理規約」という。）第18条に基づき、次の通りワコーレ・ロイヤルガーデン北本敷地内駐輪規則（以下「駐輪規則」という。）を定める。

（対象）

第 1 条 この駐輪規則は、ワコーレ・ロイヤルガーデン北本（以下「本団地」という。）の居住者が所有又は使用する自転車、原動機付自転車及び自動二輪車（以下「自転車等」という。）を対象とする。

（禁止事項）

第 2 条 自転車等は、駐輪場以外の開放廊下、バルコニー、専用庭等を含む本団地内の共用部分（以下「敷地内」という。）に保管してはならない。

（駐輪場）

第 3 条 敷地内の駐輪場の管理者は、ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人（以下「管理組合法人」という。）とする。ただし、その業務の全て又は一部を管理規約第36条に定める第三者に委託し代理させることができる。

2 敷地内の駐輪場は、居住者が管理組合法人との契約により自転車等のみに関り保管できるものとし、その他の物品等を置くことはできない。

3 駐輪場利用者は、次の使用料を管理組合法人が指定する期日までにメインエントランス棟の管理事務所へ持参して支払わなければならない。なお、月の途中で解約或いは新規に契約する場合でも日割計算は行わない。

(1) 自転車 1台付 月額 300円

(2) その他 1台付 月額 1,000円

4 駐輪場利用者は次の事項を遵守しなければならない。

(1) 自転車等は常に駐輪場内に整理して置くことを心掛け、斜めに置いたり、通路にはみ出して置いたりなどして他の利用者に迷惑にならないように注意すること

(2) 自転車等を置く場合は必ず鍵を掛け、スタンドには留め金などをし、盗難や転倒を防止すること

(3) 駐輪場を自転車等の保管以外の目的に使用しないこと

(4) 駐輪場の原状を変更したり、その他の構築物を設置しないこと

と

- (5) 駐輪場に危険物を持ち込まないこと
 - (6) 駐輪場に修理用具、その他の物品を放置しないこと
 - (7) 施設等に損傷を与えたときは直ちに管理者に連絡し、その指示に従うこと
 - (8) その他、管理者の指示があった場合にはそれに従うこと
- 5 駐輪場には契約時に交付される登録シールが貼付された指定の自転車等以外は保管することができない。管理者はその都合により登録シールを更新することができる。
 - 6 管理組合法人は登録シールが貼付された指定の自転車等以外の車両が駐輪場或いはその周辺に置かれている場合、又は指定の自転車等であっても遵守事項を守っていないと判断される場合は、不法に放置したものとしてその所有者に撤去を求めるなどの必要な措置を行う。
 - 7 管理者としての管理組合法人は、共用部分としての駐輪場を契約により契約者が使用することを認めるものであり、個人の財産である自転車等及びそれらに付随する物品の管理は、契約者自らの責任において行うものとする。従って管理組合法人は、天災地変、事故、盗難等の犯罪、その他の損害について一切の責任を負わないものとする。

(駐輪規則の改廃)

第 4 条 駐輪規則の改廃は、管理規約第45条第 2 項に定める団地総会において出席組合員の議決権の過半数で決するものとする。

(附 則)

- 第 1 条 この駐輪規則は、平成10年11月15日の平成10年度臨時総会（団地管理組合法人設立総会）において承認された時点より効力を発するものとする。
- 2 この駐輪規則は、平成16年9月26日の平成15年度(第13回)定期総会において一部改正し、同日より施行した。
 - (1) 管理規約の改正に伴う引用条項の整合
 - (2) 用語及び表記の統一並びに条文の一部追加又は削除及び誤植の修正

駐輪場使用契約書（書式）

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人（以下「甲」という。）が管理するワコーレ・ロイヤルガーデン北本（以下「本団地」という。）の対象物件内に存する駐輪場の使用に関し、団地管理組合法人敷地内駐輪規則（以下「駐輪規則」という。）の定めにより、甲と_____棟_____号室に居住する団地建物所有者又は占有者である_____（以下「乙」という。）との間において、次の駐輪場使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本契約の目的は、甲が管理する本団地内の共用部分としての駐輪場（以下「本施設」という。）を乙が専ら使用する自転車及び原動機付自転車並びに自動二輪車（以下「自転車等」という。）の駐輪場として使用するための事項について、本契約を締結するものであり、乙が使用する自転車等の管理又は保管に関する一切の責については乙が負うことを前提とする。

（登録車種及び登録）

第 2 条 乙が契約により登録する自転車等は次の通りとする。

仕様 車種	契約 自転車等の仕様				登録
	サイズ・排気量等	メーカー	色	防犯・車両番号等	
自転車	大人用	インチ			
	子供用	インチ			
原動機付 自転車	スクーター カブ その他	50 CC			
自動二輪		CC			

- 2 本契約は、自転車等 1 台に付 1 契約を要する。
- 3 本契約により登録する自転車等には、甲が指定する登録番号を記入した登録証（登録シール）を見易い場所に必ず貼付しなければならない。

（使用料）

第 3 条 駐輪場使用料は、月額_____円とする。ただし、契約又は解除に伴う日割計算はしないものとする。

- 2 駐輪場使用料は、毎年 1 月末日又は 7 月末日締めにより使用月数の使用料を各締日の翌月末日（2 月末日又は 8 月末）までに一括して甲の指定する方法により納入するものとする。
- 3 駐輪場施設の改善、物価水準の変動等による正当な理由により、駐輪場使用料が不相当となったときは、管理規約に定める甲の総会の決議を経て相当な額まで改定することができる。

（使用期間）

第 4 条 本契約によって乙が第 2 条記載の駐輪場を使用できる期間は、平成____年____月____日から平成____年 7 月末日までとする。

- 2 契約満了日において甲又は乙より契約内容の異議がない場合は、同一の条件をもって 1 年間更新するものとし、更新された契約についても同様とする。

(通知義務)

第 5 条 乙は、第 2 条記載の登録した自転車等の変更又は廃車若しくは盗難等により、契約時と現状が相違したときは、速やかに甲へ通知し、所定の手続きを行わなければならない。

(譲渡、転貸等の禁止)

第 6 条 乙は、事由の如何を問わず、本契約に基づく駐輪場の使用に関する事項を第三者に譲渡、転貸、無償貸与並びに担保提供等の権利の設定又は移転等の処分をしてはならない。

(乙の使用責任)

第 7 条 乙及びその家族等は本契約及び敷地内駐輪規則を遵守しなければならない。

2 駐輪場内における乙の家族等の行為一切について、乙は連帯責任を負わなければならない。

3 乙及びその家族等が使用する自転車等の駐輪場への出入りに際し、歩行者等に対する対人事故に対する障害については、乙の責任と負担により処理解決しなければならない。

4 乙及びその家族等が使用する自転車等の駐輪中若しくは駐輪場への出入りに際し、当該自転車等及び附属物等の損傷、盗難、火災、故障等の損害については乙の責任と負担により処理解決しなければならない。

5 乙の責任として、未然に対人、対物、自転車等が被る損害の費用負担を軽減するために必要な損害保険を予め乙の負担により付保することを心掛けなければならない。

(禁止事項)

第 8 条 乙及びその家族等は駐輪場において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 駐輪場内において工作物等を構築又は原状を変更すること

(2) 駐輪場内及びその周辺において (特に原動機付自転車及び自動二輪車においては、空ぶかし等の) 騒音を発すること

(3) 駐輪場内に有害若しくは危険物を持ち込むこと

(4) 駐輪場を駐輪場以外の用途に使用すること

(5) 自転車等の入出庫により、本団地の居住者及び近隣住民に対して迷惑を及ぼすこと (特に原動機付自転車及び自動二輪車においては、敷地内インターロッキング部分の走行は禁止する)

(6) 本契約第 1 条に定める目的以外の用途により駐輪場を使用すること

(解約の申し入れ)

第 9 条 乙は甲に対して解約の申し入れをするときは、原則として解約日の 1 週間前迄に甲へ通知しなければならない。又、月途中による解約の場合は、日割計算による精算はしないものとする。

(契約の解除)

第 10 条 乙が次の各号の一に該当するときは、甲は乙に対して何等の通知を要しないで、

直ちに本契約を解除することができる。

(1)第3条に定める使用料又は管理規約第24条に定める管理費等の納入を3か月以上怠ったとき。

(2)駐輪規則に違反したとき。

(3)乙及びその家族が転居したとき。

(4)その他本契約書の各条項の一にでも違反したとき。

(駐輪場の明け渡し)

第11条 使用期間の満了による解約、合意による解約又は前条の解除により本契約が終了したときは、乙は速やかに解約の手続きを済ませると共に自転車等を搬出して当該駐輪場を甲に明け渡さなければならない。

(定めなき事項)

第12条 駐輪規則及び本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し決定するものとする。

本契約を証するため本書2通を作成し甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲(団地管理組合法人) 埼玉県北本市朝日2丁目238番地
ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人

理事長

印[㊞]

乙(使用者) 埼玉県北本市朝日2丁目238番地
ワコーレR G北本 棟 号室

氏名

印[㊞]